

亀山市告示第167の2号

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱等の一部を改正する告示

(亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第1条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） 1 [略] 2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(1) 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年</div>	別表第2（第4条関係） 1 [略] 2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">(1) 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年</div>

<p>金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書又は本人あて納税通知書</p> <p>(2) [略]</p>	<p>金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、<u>児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</u>又は本人あて納税通知書</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証若しくは健康保険日雇</u></p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証若しくは健康保険日雇</u></p>

<p>特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、<u>生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</u></p>	<p>特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）<u>又は生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</u></p>
---	--

（亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正）

第3条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印</p>	<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印</p>

した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書	した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書
---	---

（亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正）

第4条 亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
別表第2（第4条、第5条関係） 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書	別表第2（第4条、第5条関係） 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書

（亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正）

第5条 亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律に係る本人確認事務取扱要綱（平成27年亀山市告示第211号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書</p></div>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書<u>若しくは特別児童扶養手当証書</u></p></div>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。